

## 金融システム改革法案の概要

98年3月10日、いわゆる金融ビッグバンの根幹とも言える証券市場制度及び金融制度全般にわたる大改革を実施するための「金融システム改革法案」が閣議決定され、13日、国会に提出された。この法案が成立すれば、97年6月に発表された金融関係三審議会の報告内容が、ほぼ予定されたスケジュール通りに実施に移されることになる。

### 1. 金融システム改革法案とは

このほど国会に提出された金融システム改革法案とは、96年11月の橋本首相指示に基づいて始動された、いわゆる「金融ビッグバン」の根幹とも言える証券市場制度及び金融制度全般にわたる大改革を実施するために、関連する24の法律を改正する包括的な法案である。法案は、1,000ページ以上にわたり、特に、証券取引法、証券投資信託法は、ほとんど全ての条文が改正の対象となるという大規模な法改正である。

金融システム改革法案が今国会で成立すれば、97年6月に発表された金融関係三審議会の報告内容が、ほぼ予定されたスケジュール通りに実施に移されることになる。改正のほとんどは、98年12月1日施行を予定している。株式売買委託手数料の完全自由化、銀行業と保険業の相互参入、銀行の証券子会社の業務範囲規制撤廃といった、いくつかの重要な改正点について施行時期が遅らされているものの、金融ビッグバンの骨格は、12月には法律上の手当てを終えることになる。

### 2. 金融システム改革法案の主要な内容

#### 1) 証券取引法の改正

証券取引法は、今回の法案の中で最も多岐にわたる改正の対象となっている法律である。その主要な改正点を列挙すれば以下ようになる。

- ①有価証券の定義を見直し、会社型投資信託の投資証券、カバードワラント、預託証券(DR)などを証券取引法上の有価証券として位置づける。
- ②店頭デリバティブ取引を解禁する。
- ③いわゆる取引所外私設取引システム(PTS)を証券業務の一つとして位置づける。

- ④証券取引法上のディスクロージャー制度を証券投資信託受益証券にも適用し、従来の約款に対する承認に代わる投資家保護の手段とする。
- ⑤従来、総額5億円以上の有価証券の募集または売出しに際して課せられてきたディスクロージャー規制を総額1億円以上の場合に適用する。
- ⑥有価証券報告書などのディスクロージャーを連結ベースに移行する。
- ⑦証券会社の参入規制を免許制から登録制に改める。
- ⑧証券会社の専業義務を撤廃する。
- ⑨証券会社に対する顧客資産の分別管理義務を徹底する。
- ⑩証券会社の廃業、解散等に関する規制を認可制から届出制に改める。
- ⑪金融機関が本体で営める証券業務の範囲を拡大し、投資信託の本体による販売を認める。
- ⑫株式店頭市場を取引所市場と対等の有価証券市場として位置づける。
- ⑬取引所外取引に関する規定を整備する。
- ⑭証券取引をめぐる紛争処理手段として、証券業協会によるあっせん制度を設ける。
- ⑮証券会社の経営破綻などに伴う投資家の損害を補償するために投資者保護基金制度を設ける。
- ⑯証券取引所に関する規制を見直し、設立要件を緩和するとともに、合併に関する規定を設ける。
- ⑰株式売買委託手数料率を99年12月末までに完全自由化する。

## 2) 証券投資信託法の改正

証券投資信託法の主要な改正点は、①私募投資信託制度の導入、②会社型投資信託制度の導入、③投資信託委託会社の参入規制及び業務範囲規制の見直し、である。

特に、会社型投資信託制度の導入は、投信法の体系を大きく変え、法律の題名も「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」と改められる。また、これまで38条だった条文数が、253条に増加する。

なお、この改正と投資顧問業法の改正により、投資信託委託業務と投資一任契約に係る投資顧問業務との間での相互乗り入れが可能となる。

## 3) 銀行法等の改正

銀行法、長期信用銀行法など金融機関に関する業法が改正される。主要な改正点は以下の通りである。

- ①金融機関の業務範囲規制が見直され、有価証券店頭デリバティブ取引などが業務として認められる。
- ②金融機関の子会社の範囲が見直され、金融持株会社の傘下に子会社として保有すること

のできる会社を直接子会社として保有することが可能となる<sup>1</sup>。また、銀行が子会社として銀行持株会社を保有する、いわゆる川下持株会社制度が認められる。なお、今回の改正で銀行が保険会社を子会社として保有することが認められるが、この規定は2001年3月末までの政令で定める日までの間は、破綻保険会社を子会社とする場合にのみ適用される。

③業態別子会社方式による相互参入を定めた金融制度改革法が改正され、銀行の証券子会社の業務範囲に関する制限が、2000年3月末までに撤廃される。

#### 4) 保険業法等の改正

保険業関連の主要な改正点としては、①銀行との相互参入に伴う保険会社の子会社の範囲の見直し、②保険契約者保護基金制度の創設、③損害保険に関する料率算定会の保険料率使用義務の撤廃、があげられる。

#### 5) その他の法改正

##### (1) 金融先物取引法

店頭金融先物取引を導入するとともに、金融先物取引業者に対して、顧客から預託を受けた証拠金について、自己の固有財産と区分して管理するよう分別管理を義務づける。

##### (2) 信託業法

信託財産たる有価証券を公示なくして第三者に対抗できるよう規定を整備する。信託業法上、信託財産の第三者対抗要件は、信託の公示とされているが、証券投資信託等が信託財産として保有する有価証券については、公示の措置がとられていなかった<sup>2</sup>。このため、万一、信託銀行が破綻した場合、証券投資信託等の保有する有価証券が、信託銀行の一般債権者によって差し押さえられるといった事態が生じる恐れがあると指摘されてきた。今回の改正は、そうした事態を回避するためのものである。

##### (3) 税法

租税特別措置法と地方税法を改正し、新たに創設される会社型投資信託である証券投資法人について、いわゆる二重課税を回避するための手当てを講じる。また、私募投信に関する税制を整備する。

---

<sup>1</sup> 金融持株会社制度については、大崎貞和「持株会社設立の解禁と金融持株会社」『資本市場クォーターリー』1998年冬号参照。なお、金融持株会社法及び銀行持株会社の創設に関する特例法は、いずれも98年3月11日から施行されている。

<sup>2</sup> もっとも、国債や社債などの登録債に関しては、信託法第3条1項の規定により、信託財産として登録が行われていれば第三者に対抗できる。

表 金融システム改革法案の主要な内容

改正される法律	改正の内容	解説
証券取引法	1) 有価証券の定義の見直し	新たに認められる会社型投資信託である証券投資法人が発行する投資証券、外国の会社型投資信託である外国証券投資法人が発行する外国投資証券、カバードワラント、証券預託証書(DR)などを証券取引法上の有価証券とする。
	2) 店頭デリバティブ取引の解禁	店頭デリバティブ取引に係る業務を営業として行うことを証券業とする。
	3) いわゆる PTS の解禁	米国の PTS (取引所外私設取引システム) のように電子システムを利用しながら証券売買の仲介や売買を行う業務を営業として行うことを証券業とする。PTS の価格決定の方法としては、①取引所価格の利用、②顧客の間の交渉に基づく価格、③その他省令で定める方法、が認められる。
	4) 証券投資信託受益証券へのディスクロージャー制度の適用	証券投資信託の約款承認制度を廃止し、それに代わる投資家保護の手段として、証券取引法上のディスクロージャー規定を証券投資信託受益証券にも適用する。50 人未満の投資家を勧誘対象とする私募投信を除いて、目論見書、有価証券発行届出書などの規制が課されることになる。
	5) 少額募集に関するディスクロージャー制度の整備	有価証券の発行価額または売出価額の総額が 1 億円以上の場合の募集または売出に届出義務を課す(従来は 5 億円以上)。この規定は 99 年 4 月 1 日施行。
	6) 連結ベースのディスクロージャーへの移行	有価証券届出書、有価証券報告書等に会社及び会社と密接な関係を有する者から成る企業集団の財務情報などを記載することを義務づける。この規定は 99 年 4 月 1 日施行。
	7) 証券会社の登録制への移行	証券業の免許制を登録制に改め、登録申請手続き、登録拒否要件等に関する規定を設ける。但し、有価証券の元引受業務、有価証券店頭デリバティブ取引に係る業務、いわゆる PTS 業務については、内閣総理大臣(金融監督庁長官に委任)による認可制とする。現在免許を受けている証券会社は登録を受けたものとみなす。
	8) 証券会社の専業義務の見直し	証券会社は、有価証券の保護預かり、貸借など、証券業務に付随する業務を自由に営むことができる。また、投資一任業務、証券投資信託委託業務、金融先物取引業務などについては、事後届出のみで営めることとする。これらの業務以外の業務についても、金融監督庁長官の承認を受けて営めることし、この承認は、一定の場合を除いて拒否できないものとする。
	9) 顧客資産の分別管理	証券会社は、顧客から預託を受けた有価証券及び金銭等を自己の固有財産と分別して保管しなければならないこととし、顧客分別金の保管にあたっては、信託会社等に信託しなければならないこととする。また、証券会社の自己資本規制比率の維持を法律上明確化するとともに、業務及び財産に関する説明書類の公衆縦覧義務を課す。

改正される法律	改正の内容	解説
証券取引法	10) 証券会社の退出規制の見直し	証券業の廃止、証券会社の解散等、退出については認可制から届出制に改める。
	11) 金融機関の証券業務の見直し	金融機関が営業として行うことができる証券業務として、証券投資信託の受益証券の募集の取り扱い、一定範囲での店頭デリバティブ業務を加える。金融機関の証券業務を元引受業務、店頭デリバティブ業務を除いて登録制とする。
	12) 株式店頭市場の位置づけの見直し	従来、有価証券市場は、証券取引所が開設する市場と定義されていた。これを改め、証券業協会の開設する店頭市場を店頭売買有価証券市場と定義し、取引所の取引所有価証券市場と対等の市場として位置づける。
	13) 取引所外取引に関する規定の整備	従来、取引所規則等によって事実上認められていなかった上場株式の取引所外での取引が今後行われるようになることを踏まえ、相場等の公表義務など規定を整備する。
	14) 証券取引における紛争処理制度の見直し	証券取引をめぐる紛争の処理に関して、証券業協会によるあっせん制度を設けるとともに、従来の大蔵大臣による仲介制度を廃止する。
	15) 投資者保護基金制度の整備	<p>従来、の寄託証券補償基金制度に代わるものとして、投資者保護基金制度を設ける。証券会社は基金への加入を義務づけられる。</p> <p>基金は、会員証券会社の登録取消し、破産、更正手続き開始、証券業の廃止、業務停止といった事由が生じた場合に、顧客資産に係る債権のうち当該証券会社による円滑な弁済が困難と認められるものにつき、一定の金額（政令により 1,000 万円とされる見込み）を限度として一般顧客に対する支払いを行う。基金の費用は、会員証券会社が納付する負担金によって賄われるが、金融機関からの借入を行うこともできる。</p> <p>2001 年 3 月末までの特例措置として、基金は、一定の場合に日本銀行からの借入をすることができ、政府は、基金の借入について債務保証を付すことができる。</p>
16) 証券取引所に関する制度の整備	<p>証券取引所の設立に関する規定を改め、免許要件から、設立される地方における証券会社の数や取引の状況などを考慮するとした、いわゆる経済条項を削除する。また、取引所の合併に関する規定を新たに設ける。</p> <p>取引所の業務については、二以上の有価証券市場を開設してはならないとする規定を削除するとともに、その目的を達成するため直接必要な業務のほかは営むことはできないとする規定を削除する。営利目的の業務の禁止規定は存続する。</p> <p>証券取引所への有価証券の上場及び上場廃止を大蔵大臣による承認から届出に改める。</p> <p>有価証券市場類似施設の開設禁止規定は存続し、いわゆる PTS 業務に関する認可を受けた証券会社が業務を行う場合については適用しないものとする。</p>	

改正される法律	改正の内容	解説
証券取引法	17) 委託手数料率の自由化	証券取引所は受託契約準則で委託手数料率を定めなければならないとする規定、会員に対して取引所の定める委託手数料の徴収を義務づける規定を削除し、手数料を自由化する。 この規定は99年12月末までの政令で定める日から施行する。
外国証券業者法	参入規制、規制方式の見直し	証券取引法改正に合わせる形で外国証券業者に対する規制を見直し、参入規制を免許制から登録制に改める。また、支店ごとの免許を必要とした従来の制度を改め、主たる支店において登録を行っていれば、国内に設ける他の支店においても証券業を営めるものとする。
金融制度改革法	銀行等の証券子会社規制の見直し	銀行等の証券子会社に対して株式業務を行ってはならないとの条件を付すという規定を削除し、業務範囲の制限を撤廃する。 この規定は99年10月から2000年3月末までの政令で定める日から施行する。
証券投資信託法	私募投信制度の導入	信託受益権を分割して不特定多数の者に取得させるという投資信託の定義規定を改め、特定あるいは少数の者を対象とする私募投信の設定を可能とする。
	会社型投信制度の導入	新たに証券投資法人制度を設け、会社型投資信託制度を導入する。これに伴い、投信法の名称を「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」と改める。 証券投資法人は、設立企画人が作成した規約に定める資産運用の対象及び方針に従って資産運用を行う法人であり、資産運用以外の行為を営業としてすることができない。 証券投資法人の設立企画人は、証券投資信託委託業者、一任勘定認可を受けた投資顧問業者などに限定される。 証券投資法人は、内閣総理大臣（金融監督庁長官に委任）の登録を受けなければ、資産運用を行ってはならないこととする。 証券投資法人の資産運用は、証券投資信託委託業者、一任勘定認可を受けた投資顧問業者などの運用会社に委託しなければならない。資産の保管は、信託銀行などの資産保管会社に委託しなければならない。 証券投資法人には、株式会社の株主総会にあたる投資主総会、監督役員と執行役員で構成される役員会、などの機関が設けられる。投資主総会の決議には、みなし賛成の制度を設け、決議を容易にする。 外国証券投資法人についても、募集の取扱い前の届出が義務づけられる。
	投信委託会社の参入規制及び業務範囲規制の見直し	証券投資信託委託業への参入規制を免許制から認可制に改める。 証券投資信託委託業者は、届出により、証券投資法人の資産運用に係る業務、投資顧問業または投資一任契約に係る業務を兼業することができる。また、認可を受ければ証券業を兼業することができる。

改正される法律	改正の内容	解説
証券投資顧問業法	投資一任契約の再委任の解禁と兼業規制の見直し	投資一任契約に基づいて一任された投資判断の全部または一部を政令で定める者に再委任することを認める。証券業、証券投資信託委託業を兼業することに関する規定を整備する。
銀行法	銀行の業務範囲の見直し	有価証券店頭デリバティブ取引などの業務を銀行の付随業務に加える。
	預金者への情報提供の義務づけ	銀行に対して、預金等の受入れに関し、その内容その他参考となるべき情報を預金者に提供するよう義務づける。その他の業務についても、顧客への重要事項の説明などを行うよう義務づける。
	銀行の子会社の範囲の見直し	銀行の子会社の範囲を拡張し、銀行、長期信用銀行、証券業専門の証券会社、保険会社、従属業務を営む会社、金融関連業務を営む会社、新たな事業分野を開拓する会社として総理府令、大蔵省令で定めるもの、これらの会社のみを子会社とする持株会社（いわゆる川下持株会社）、を子会社として保有できることとする。  但し、保険会社については、2001年3月末までの政令で定める日までの間は、保険業法に定められた破綻保険会社に該当するものに限定される。
長期信用銀行法等	子会社規定、業務範囲規定等の整備	長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法を改正し、子会社についての規定、有価証券店頭デリバティブ業務の位置づけ、顧客への情報提供義務、などに関する規定を銀行法に準じて整備する。 外国為替銀行法を廃止する。 商工組合中央金庫法を改正し、有価証券店頭デリバティブ取引を業務として位置づける。
保険業法	保険会社の業務範囲の見直し	資産の運用のために行うものでない金融先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引などを保険会社の付随業務に加える。
	重要事項の顧客への説明義務	保険会社に対して、業務に係る重要事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じるよう義務づける。
	保険会社の子会社の範囲の見直し	保険会社の子会社の範囲を拡張し、生命保険会社、損害保険会社、銀行、長期信用銀行、証券業専門の証券会社、従属業務を営む会社、金融関連業務を営む会社、新たな事業分野を開拓する会社として総理府令、大蔵省令で定めるもの、これらの会社を子会社とする持株会社（いわゆる川下持株会社）、を子会社として保有できることとする。  但し、銀行及び長期信用銀行については、2000年3月末までの政令で定める日までの間は、預金保険法に定められた破綻金融機関に該当するものに限定される。
	保険会社のトレーディング取引への時価法の導入	保険会社のトレーディング勘定についても、健全性確保の観点から、銀行・証券会社と同様に時価評価とする。

改正される法律	改正の内容	解説
保険業法	業務報告書等の縦覧	保険会社に対して説明書類を公衆の縦覧に供することを義務づける。
	保険契約者保護機構制度の整備	<p>保険会社の経営破綻が生じた場合に、保険契約の移転に必要な資金援助を行ったり、自ら破綻保険会社に係る保険契約の引受を行ったりすることで保険契約者の保護を図るための機関として保険契約者保護機構を創設する。</p> <p>保険会社は、その免許の種類に応じて、いずれか一つの機構に加入しなければならないとされる。</p> <p>機構は、資金援助等の業務を実施するために保険契約者保護基金を設置し、会員から負担金を徴収する。</p> <p>基金は、保険会社の経営破綻が生じた場合、一定の保険についての責任準備金のうち一定割合から破綻会社の財産額（時価評価）を差し引いた額及び破綻処理に伴う費用を資金援助する。</p> <p>2001年3月末までの特例措置として、基金は、一定の場合に日本銀行からの借入をすることができ、政府は、基金の借入について債務保証を付すことができる。基金の資金援助対象となる保険契約や責任準備金の額についても、特例が講じられる。</p>
損害保険料率算出団体法	料率算定会の在り方の見直し	損害保険料率算定会が算出した保険料率の使用義務を撤廃し、損害保険会社が任意に利用できる参考純率へと改める。また、算定会に対する独占禁止法の適用除外の適用を撤廃する。この規定は、98年7月1日から施行する。
金融先物取引法	店頭金融先物取引の導入と顧客資産の分別管理義務の導入	店頭金融先物取引を可能とするための規定の整備を行う。また、金融先物取引業者に対して、顧客から預託を受けた証拠金について、自己の固有財産と区分して管理するよう義務づける。
信託業法	信託財産に関する対抗要件の整備	信託財産たる有価証券を公示なくして第三者に対抗できるように規定を整備する。これによって、信託銀行が破綻した場合にも、証券投資信託などの信託財産が、信託銀行の固有財産と混同され、一般債権者の差し押さえ対象となるといった事態を回避できることになる。この規定は、98年7月1日から施行する。
租税特別措置法、地方税法	証券投資法人、私募投信に関する税法上の手当て	<p>新たに創設される会社型投資信託である証券投資法人について、その受取利子及び配当についての所得税源泉徴収を行わず、支払配当の損金算入を認めることで、運用利益をそのまま投資家に配当する導管としての性質を確保する。</p> <p>私募投信の収益分配に係る配当所得については、源泉分離課税を適用しない。</p>

(出所) 野村総合研究所

(大崎 貞和)